



秋田県公報

目次

ページ

議会訓令	
秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令(一・議 会事務局総務課)	1

議 会 訓 令

秋田県議会訓令第一号

事務局一般

秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年五月九日

秋田県議会議長 鈴木洋一

秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程(昭和三十年十月一日制定)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年五月九日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄